

## 学位論文要旨および審査要旨

氏 名 Christian Etzrodt  
 学位の種類 博士(社会学)  
 学位授与年月日 2006年3月31日  
 学位論文の題名 Microfoundation of Macrosociology  
 (ミクロ社会学によるマクロ社会学の基礎づけ)

### 【論文内容の要旨】

#### 1. 本論文の構成

謝辞

序

##### 1. 方法論

- 1-1 カント問題とデカルトのディレンマ
- 1-2 ヴェーバーの解決—恣意的な理念型、動機理解と因果的説明
- 1-3 ポッパーの解決—因果仮説の反証
- 1-4 シュッツの解決—動機理解に基礎づけられた生活世界
- 1-5 統合による解決

##### 2. ミクロ理論

- 2-1 人間行動の法則は定式化できるか
  - 2-1-1 合理性原理の位置
  - 2-1-2 合理性原理の定義
  - 2-1-3 合理性原理の批判的テスト
  - 2-1-4 合理性原理は反証可能か
  - 2-1-5 問題発見の道具としての行為理論・蓋然性論またはメタ理論
    - 2-1-5-1 ゲーリイ・ベッカーの人的資源論
    - 2-1-5-2 ライカー・オードショックの習慣行動モデル
    - 2-1-5-3 ヘルムート・エッサーの状況の定義
- 2-2 解釈図式としての行為理論
  - 2-2-1 マックス・ヴェーバーの行為類型の解釈
  - 2-2-2 マックス・ヴェーバーの行為類型の現代的再定式化
  - 2-2-3 ハーバーマスのコミュニケーション論における理念型の分類
- 2-3 シュッツの「理由動機」と「目的動機」から行為類型を演繹する
  - 2-3-1 動機の範疇—理由動機と目的動機
  - 2-3-2 理由動機と目的動機の結びつき
  - 2-3-3 範疇による選択手続き
  - 2-3-4 オルタナティヴスを評価する規準
  - 2-3-5 動機連関に依存する異なる脈絡における選択手続き
  - 2-3-6 資源としての人的資本および社会的資本
  - 2-3-7 基本範疇群および派生的基本概念の要約
  - 2-3-8 一般的行動類型の定義
  - 2-3-9 一般的相互行為の定義
  - 2-3-10 マクロ概念の定義—生活世界：制度・社会空間・文化

##### 3. マクロ理論

- 3-1 ホブズ—パーソンズのディレンマ：個人の利害と集合体の利害の矛盾

3-1-1 ホッブス—パーソンズ問題—いかにして社会的秩序は可能か 3-1-1-1 トーマス・ホッブス：安全と自由を交換する 3-1-1-2 タルコット・パーソンズ：協力のために社会化された個人の自由選択 3-1-1-3 トーマス・ホッブスの立場とタルコット・パーソンズの立場の比較 3-1-2 社会学的法則としてのホッブス—パーソンズのディレンマ 3-1-2-1 ミクロ問題への転換 3-1-2-2 社会学的法則の定式化 3-1-2-3 この法則のテスト可能性とテストの必要性 3-1-3 ホッブス—パーソンズのディレンマの仮説的解決 3-1-3-1 囚人のディレンマによる解決 3-1-3-2 異なる経験的解決についての仮説とテスト可能性 3-1-3-3 諸社会の理念型 3-1-3-4 理念型的諸社会の発展

### 3-2 スミス—マルクスのディレンマ：効率と平等の矛盾

3-2-1 スミスとマルクスの問題：近代経済はいかなる結果をもたらしたか 3-2-1-1 アダム・スミス：生産の効率と見えない手 3-2-1-2 カール・マルクス：不平等と階級闘争 3-2-1-3 アダム・スミスの立場とカール・マルクスの立場の比較 3-2-2 社会学的法則としてのスミス—マルクスディレンマ 3-2-2-1 経済制度と分配問題 3-2-2-2 社会学的法則の定式化 3-2-2-3 この法則のテストはいかにして？

### 3-3 デュルケム—ヴェーバーのディレンマ：物質的「生活の質」と非物質的「生活の質」と矛盾

3-3-1 デュルケムとヴェーバーの問題：近代はいかなる結果をもたらしたか 3-3-1-1 エミール・デュルケム：有機的連帯と利己主義的個人主義 3-3-1-2 マックス・ヴェーバー：合理的官僚制とカリスマ革命 3-3-1-3 エミール・デュルケムとマックス・ヴェーバーの比較 3-3-2 社会学的法則としてのデュルケム—ヴェーバーのディレンマ 3-3-2-1 個人主義と合理主義の結果 3-3-2-2 社会学的法則の定式化 3-3-2-3 この法則の反証はいかにして？

### 3-4 シュッツ—ハーバーマスのディレンマ：調和と自由の矛盾

3-4-1 シュッツとハーバーマスの問題：何が理解の土台であるか 3-4-1-1 アルフレッド・シュッツ：経験に基づく意味 3-4-1-2 合意に基づく意味 3-4-1-3 アルフレッド・シュッツの立場とハーバーマスの立場の比較 3-4-2 社会学的法則としてのシュッツ—ハーバーマスのディレンマ 3-4-2-1 マクロ問題への翻訳 3-4-2-2 社会学的法則の定式化 3-4-2-3 この法則は反証可能か

### 3-5 要約

#### 参考文献

（なお本論文は英語表記論文，A 4 版406頁：本文364頁・参考文献42頁である）

## 2. 本論文の要旨

### 1. 方法論

本論文は「カント問題」と「デカルトのディレンマ」を方法論論議の中心に据えている。カント問題とは理論の「一般化は必要であるが、個々の事例からこれを導出できない」という一般命題と特殊的経験命題—自然科学であるか社会科学であるかを問わず—に関わるディレンマを指す。デカルトのディレンマとは特に社会（文化）科学的認識に関わる「自我」と「他我」の解釈図式のディレンマを意味する。本論文はこのディレンマをマックス・ヴェーバー、カール・ポPPERおよびアルフレッド・シュッツの方法論を結びつけることによって解決しようと企図する。(1-1)。ヴェーバーは、科学的説明と結論の導出が

「理念型」に由来する所以を、その「論理一貫性の公準ならびに意味構造の一貫性の公準」に求めている。この方法論の特徴は「因果連関の説明と動機連関の解釈の統合」にあるが、しかし解釈図式としてのヴェーバーの「理念型」構成は恣意的にとどまり、「真」とはいえない(1-2)。カール・ポPPERは、理論は「反証可能でなければならず、テストに堪えなければならない」と主張し「テストに堪ええる限りにおいて理論は仮説法則」である。しかしこのポPPERの主張は、仮に用いられている「解釈図式」が適切ならば、その限りで理論は「反証される」という意味に解されるべきである(1-3)。アルフレッド・シュッツは「解釈図式」の適切性は生活世界の「間主観性」の問題にあると主張する。即ち、解釈図式はある一般的な(文化的に限られている)生活世界に基礎を求めて、はじめて適切に構成される(1-4)。著者は、上記の一連の検討を通してヴェーバー方法論の「現代化」を提言する。ヴェーバーの理念型論をポPPERの「反証」理論とシュッツの「意味理解」(「生活世界」論)の方法を補完して「動機、意味および文化」を無視することのない「解釈図式」の構成による社会学的説明(1-5)の方式化である。

## 2. ミクロ理論

上記の方法論に基づいて、著者は行為理論の二つのあり方を示唆する。一つのあり方は「仮説法則」としての行為理論である。経済学の「合理的行為の理論」や「合理的メタ選択の理論」(ゲーリィ・ベッカー)などは、たしかに「行動の有力なモデル」であり、理論は反証可能である。しかし人間のあらゆる行動は「合理的行為」として記述し得ない(2-1-1, 2-1-2, 2-1-3, 2-1-4)。もう一つのあり方は「解釈図式」としての行為理論である。ヴェーバーやハーバーマスの理論がこのような解釈図式としての行為理論の例である。しかし両者の理論は i) 行為の理念型(類型)がアド・ホックな定義であり(恣意性)、ii) またこれらの理念型は非常に複雑であり、結果として曖昧である(複雑性)という弱点がみられる。この理論の「恣意性」と「複雑性」の弱点を避けるためには「少数のカテゴリーからの論理的導出、諸々の理念型を少数のカテゴリーから論理的に構築する」という課題が解決されねばならない(2-2)。「少数のカテゴリーからの論理的導出」という最重要な課題に応えるために、著者はシュッツの「行為の意味理解」における「理由動機」と「目的動機」の二つの基本概念に注目し、行為に関する一般理論の構築に着手する。理由動機は行為者の一般的な「過去の経験」に関わる範疇であり、目的動機は行為者の一般的「意図」に関わる範疇である。行為者の「動機」に関するこの二つの「一般的」範疇の導入は①行為者Aの内部における理由動機と目的動機間の主観的動機連関、即ち行為の「類型的な」解釈—習慣的行動・道徳的行動・道具的行動・感情的行動—を可能にする。また同時に②行為者Aと行為者Bの主観的動機連関の間の「間(相互)主観」的動機連関、即ち社会的相互行為の「類型的な」解釈—儀礼・言語ゲーム(調整)・市場(分配)・囚人のディレンマ(協同)—をも可能にする。「解釈図式」としての行為・相互行為の複合理論の展開にあたり、以上のシュッツ(2-3-1, 2-3-2, 2-3-3)の「動機理論」にくわえて、著者は「ゲーム理論」にも注目する(2-3-4, 2-3-5, 2-3-6)。前者は、行為の「意味もしくは文化」の要素の説明に有用であり、後者は「戦略的行動の説明」に有用である。さらに以上の行為理論/相互行為の複合理論の構成を基礎にして、マクロ概念(生活世界・制度・社会的空間・文化)の基本範疇および派生的基本概念を導出する(2-3-7, 2-3-8, 2-3-9, 2-3-10)。

## 3. マクロ理論

ここで「マクロ理論」とは、社会的諸問題を「行為と相互行為の複合理論」(「ミクロ理論」)によって理解し説明することである。「社会的な」諸問題(social problems)とは、諸行為者の間に解決困難なディレンマが伏在することを意味する。ある状況の中におかれた二人の行為者が全く異なった見解を表明し、

その表明された見解の何れもが「真」であり、しかも両方の見解が同時には実現不可能であるとき、行為者たちの間に「社会的ディレンマ」がみられる。多様なマクロ現象もこの原基的な「行為と相互行為のディレンマ」問題に「翻訳」（縮減）され得る。著者は自らのミクロ理論に依拠して系統的に社会的諸問題の4つのディレンマ、①ホブス—パーソンズのディレンマ、②スミス—マルクスのディレンマ、③デュルケム—ヴェーバーのディレンマ、④シュッツ—ハーバーマスのディレンマを類型化し、それぞれについて詳細な考察を試みる。

#### ①ホブスとパーソンズのディレンマ（3-1）

ホブス—パーソンズ問題（3-1-1）は「いかにして社会秩序は可能か」という社会学や政治学の根本的なマクロ問題として知られる。著者はこれを「相互行為の状況下にある個人の利害と集合体の利害の間の矛盾の問題」、即ち「囚人のディレンマ」問題として読み直す（3-1-2）。「囚人のディレンマ」の核心は二人の行為者間の「協同」の問題である（3-1-3）。ホブスの見解は、神の与えた社会秩序を「自然の状態」（万人は万人にとって狼）におきかえ、「安全は自由の対価」（3-1-1-1）であり、合理的行為者が自ら「利益」を得る限りにおいて社会秩序を受け入れる、という「協同」論である。ホブスは「曖昧な義務理論」と絶対主義の導入によって「自然状態」の混沌を解決する。これに対して、パーソンズは相互行為のなかの「自然状態」を「文化」の問題へと移行させる。即ち、社会的行為者は「社会化」によって社会秩序を受け入れるという意見であり、「社会化された個人の協同への自由選択」（3-1-1-2）に「自然状態」の解決を求める「協同」構築の理説である。両見解を比較して著者は、ホブスの「自然」の分析もパーソンズの「文化」の分析もどちらも「相互行為」の構造分析にとって必要な要因（3-1-1-3）であることを認め、「第1の反証可能な社会学的法則」を導き出す（3-1-2）—仮説法則1：あらゆる社会集団の社会秩序の確立にとって中心となる問題は行為者たちの相互行為における矛盾した個人的利害と集合体的利害の間のディレンマ（囚人たちのディレンマ）である—。つぎに、この「囚人たちのディレンマ」（3-1-3）の解決（協同の行動と制度形成）の選択肢が仮説的に検討される。1）「動機による解決」—愛他主義または道徳／規範または習慣の選択肢、2）「制度による解決」—儀礼または市場または権力に基づく制裁システムの選択肢である（3-1-3-2）。以上の社会的秩序問題の動機論ならびに制度論的な解決の相違は、「社会」の3つの類型の定義にも利用できる（3-1-3-3）。i）伝統的社会的の類型は、厳格な社会的習慣や儀礼に従う。ii）個人主義的近代社会の類型は、道徳や市場による支配によって特徴づけられる。iii）関係本位的近代社会の類型は、愛他主義と強力な官僚制によって特徴づけられる。ここからさらに理念的な諸社会の長期的発展傾向の仮説が導き出される（3-1-3-4）。

#### ②スミス—マルクスのディレンマ（3-2）

第2の社会的ディレンマは近代のマクロ経済に内在する「効率と平等」の矛盾の問題である。アダム・スミスとカール・マルクスの問題（「近代経済はいかなる結果をもたらしたか」）である。「市場の諸結果」としての「余剰生産物の分配問題」である（3-2-1）。アダム・スミスは、競争による自由放任の市場が最も能率的な経済制度であり、経済成長は消費が節減されてはじめて可能であると考えた。この議論を論理的に突きつめると、資本家は余剰生産物を「投資」にまわすのだから余剰生産物を利潤として受け取るべきだという結論になる（3-2-1-1）。カール・マルクスは、この「能率的な市場」の諸結果、「不平等と搾取と階級闘争」について分析している（3-2-1-2）。以上のスミスとマルクスの見解は、総合的にみれば、「近代の所有権と所得のある特定の分配」が効率と平等の上に結果する対立・矛盾を描いている（3-2-2）。これは実際的に解決されえない道徳的ディレンマである（3-2-2-1）。それ故、第2の社

会学的仮説法則が得られる。仮説法則2：市場、生産手段の所有権の分配、および所得分配の諸規則の機能と関連する経済組織は「効率と平等のディレンマ」に直面する（3-2-2-2）。

### ③シュッツ―ハーバーマスのディレンマ（3-4）

第3の社会的ディレンマは「調和と自由の矛盾の問題」、即ち、行為者同士の「理解」（社会的意思疎通）の土台はなにかの問題、行為者同士の間の「間主観的」意味もしくは「調整」行動の問題である（3-4-1）。この「調整」問題に関して、アルフレッド・シュッツもユルゲン・ハーバーマスもともに「生活世界」を、意味、理解、そして最終的には「調整」のための1つの重要な構成要素とみなしている。また同様に両者は「調整」問題の中に「協同」問題のための鍵を見ている。しかしながら「生活世界」という基盤は、一方のシュッツにとって行為者たちの「自由」を制約する「過去の諸経験に基づく意味」（3-4-1-1）である。他方のハーバーマスにとって、伝統（「過去の諸経験」）は批判されるべき対象であり、「自由」が行為の「調整」問題の合意形成にとって重要であることが主張される（3-4-1-2）。シュッツとハーバーマスの見解を比較して（3-4-1-3）、著者はシュッツの見解、「意味は経験に基礎づけられ、さまざまな伝統によって伝達される」を支持し、同様にまたハーバーマスの見解、「批判は伝統において自明視される不公正な諸関係を暴露できる」をも支持する。しかし「合理的討議は、意味が批判を通して廃絶された後にも、その意味を再興できる」というハーバーマスの主張には与しない。この「ユートピア的」解決を危惧するからである。従って、ここから導き出される社会学的仮説法則4：諸行為者の自律性の増大―さまざまな伝統的な意味パターンの減退あるいは選択の自由の増大という意味―は、その他の条件が同じならば、社会における調和の減退―ある共有された自明な世界観に基づく相互行為の協同性が凋落するリスクが増大するという意味―を結果する。

### ④デュルケム―ヴェーバーのディレンマ（3-3）

最後に、第4に「物質的生活の質と非物質的生活の質の矛盾」の問題である。「近代はいかなる帰結をもたらしたのか」。伝統社会から「協同、調整と分配」の問題をともなう「近代社会」への構造転換（社会変動）の帰結が主題化される。エミール・デュルケムとマックス・ヴェーバーはともに伝統社会から近代社会への経済発展を「進歩」とみている。しかし両者はまたこの社会の構造転換によって生み出された、さまざまな厄介な問題をも理解している（3-3-1）。デュルケムにとって問題の出所は「過度の個人主義」にある。なぜなら行為者たちの分業への合理的適応は積極的である以上、分業が個人主義によって攪乱されなければ、分業は有機的連帯を生み出すからである（3-3-1-1）。これに反して、ヴェーバーは「合理化過程」を複雑性の増大の不可避的な結果とみる。「合理化」は、しかし、人間を「機械に変形する」ことには消極的である。ヴェーバーにとって「カリスマ革命」の形態をとる個人主義は人間を解放し、歴史に新たな方向性を与えるがゆえに、積極的である（3-3-1-2）。著者は、デュルケムの有機的連帯論は「ユートピア的」であり、ヴェーバーのカリスマ革命論はヒトラーやスターリンの例を斟酌するなら、「素朴」すぎると指摘せざるをえない（3-3-1-3）。なぜなら両見解の総合の前半部（物質的「生活の質」）は「物財の増大とアイデンティティ問題の矛盾」をかかえている。ここから導き出される仮説的法則4：多元的な文化的（価値）理念の増大と物質的生産の複雑性の増大は、その他の条件が等しければ、一方では諸個人の物質的な生活の質の増大をもたらすが、他方では非物質的な生活の質の低下（アノミー、孤立、疎外）をももたらす。両見解の総合の後半部（「非物質的」生活の質）について：近代社会をそのさまざまな消極的な側面にもかかわらず選択するなら、私たちは「疎外」と結びつく「官僚制的な統制」と、アノミーと結びつく「予測不可能な市場」との間の道徳的なディレンマに直面する。そこか

ら導き出される仮説法則5：近代の複雑社会においては社会制度のより強い規制（自由な市場を制限する官僚制の強化）は、その他の条件が等しければ、「疎外」の問題の増大に通じるが、しかしそれは「アノミー」の問題（自己本位的自殺を含む）の減少にも通じる。

#### 要約

「ホップスーパersonズのディレンマ」は、その他の3つの社会的ディレンマとは異なる。なぜならこのディレンマは「道徳的ディレンマ」ではなく、むしろ科学的に「社会秩序」の存在を説明する問題だからである。「四人のディレンマ」の解決に際して、著者は3つの異なる「理想型の社会」を提案した。この理想型モデルに基づくなら、上述した3つの「道徳的ディレンマ」は異なる「理想型の社会と社会」の間の選択として記述される。「デュルケム－ヴェーバーのディレンマ」は「低い物質的生活の質と高い非一物質的生活の質」という伝統社会と「高い物質的生活の質と低い非一物質的生活の質」という「近代社会」の間の選択に関するディレンマの問題である。また「スミス－マルクスのディレンマ」は、近代的な関係本位的諸社会における「高い不平等を伴う効率的市場」と「低い不平等を伴う制限された市場」との間の道徳的問題に関係している。この選択の問題と結びつくのは、「デュルケム－ヴェーバーのアイデンティティ問題」である。「自由市場はアノミーを生み出す」が、これに対して「市場の官僚制による統制は疎外に通じる」。「シュッツ－ハーバーマスのディレンマ」は、「市場におけるほぼ完全な自由」と「調和を尊重する関係本位の近代的ならびに伝統的諸社会における自由の厳しい制限」との間の選択に関係している。

どの個人もいかなる道徳的価値を自分は選ぶのか、自分自身のために解答しなくてはならない。これらのディレンマに対する一般的解決は存在しえないのであるから。

#### 【論文審査の結果要旨】

本論文は以下の諸点が学術上の特に優れた成果として評価される。

全体として、各章を通じて広範囲な社会科学からの理論的視点を精力的に活用し、かつこれに鋭い分析を加え、独自の見解を体系的に展開している。現代社会の有する基本的なディレンマを独自のマイクロ理論（「行為・相互行為の複合理論」）の展開によって明確にしようとする努力は高く評価できる。社会理論の新たな展開という点でも、また現代の人間社会の問題を原理的に解き明かす上でも、きわめて貴重な貢献を果す優れた論文である。特に注目すべきは以下の3点である。

1. 方法論に関する貢献：「マクロ理論のマイクロ社会学の基礎付け」について「方法論」上の新しい工夫がみられる。「ヴェーバーの理想型」論を継承し、ポッパの「反証主義」による「命題のテスト可能性」とシュッツの「命題の意味適合性」の二つの要請を支持して、「動機、意味および文化」を無視することのない人間行動研究のための方法論を工夫している。

2. ミクロ理論の貢献：本論文における「行為と相互行為の複合理論」の構想は、マクロ現象への接近を工夫したマイクロ理論として注目に値する。本論文は「理由動機－目的動機」（「行為論」）の基本範疇を土台に、一者と他者による「理由動機－目的動機」の組み合わせ（ダブル・コンティンジェンシー＝「視界の相補性」論）を構想して、行為－相互行為の基本カテゴリーの連結による「社会的行為」理論（マイクロ社会学）を独自に展開するとともに、加えて「ゲーム理論」をこれに連動させることにより、「ディレンマ問題」解明のための見通しのよい展望を切り開いている。

3. マクロ理論の貢献：本論文における最大の貢献は「社会的ディレンマ」論の展開にある。

これは、ミクロ理論を社会的マクロ現象の「端緒」的研究——者と他者との出会いによる緊張と紛争「複雑性」問題は多数者の間のより複雑な紛争の「端緒」である——とする研究方針の具体化である。今日「マクロ社会学」と「ミクロ社会学」の研究がそれぞれ特化し自閉化するなかでホッブス、スミス、マルクス、ヴェーバー、デュルケム、シュッツ、ポPPER、ハーバーマスなど近現代の社会科学理論に関する、歴大な一次的ならびに二次的文献資料を渉猟してまとめあげた、著者による社会的ディレンマ理論は異色であり、マクロ問題研究のための啓発的なオルタナティヴスとして注目される研究成果である。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

2006年2月7日(火)15:00-16:30、産業社会学部共同研究室において公聴会を開催し、上記論文の内容に関して審査委員会は学位申請者エツロット君にたいして口頭試問を行なった。1. 主査による論文講評、2. 申請者の日本語による論文要旨の説明のあと、3. 各審査委員と申請者との質疑応答(日本語と英語の併用による)が行なわれた。3. については①ミクロレベルの概念と life-world/institution/culture などの集合的概念の関係、②5つの hypothetical laws の系統的整理は優れているが、このディレンマの解決についての方向付けが見えない、③「社会的ディレンマ」と「道徳的ディレンマ」をめぐる事実判断と価値判断にかかわる取り扱いをめぐる質疑応答などのほか、④ブルデューの champ 概念の social space の訳語の適切性、⑤ミードの「客観的象徴」からの意味発生論の評価の問題などをめぐって質疑応答がなされた。申請者の応答—①集合的概念における具体的経験的次元と抽象的非経験的次元の区別、②今後取り組むべき重要課題、③価値自由の科学の問題、④政治的社会的レリヴァンス(場や野やミリュー)ではなく、多様な出来事のローケーションの問題、⑤ミードとシュッツとの「意味」発生論の差異の問題—は、概ね議論を深めるうえで適切であったと判断する。

以上、論文審査と公聴会の議論を踏まえ、審査委員会は一致して本論文が博士(社会学)の学位を授与するに十分に値する水準に達していると認め、本学位規程第18条第1項に基づき、課程博士の学位を授与することが適当であると判断した。

審査委員 (主査) 佐藤 嘉一 立命館大学産業社会学部教授  
(副査) 赤井 正二 立命館大学産業社会学部教授  
(副査) 宝月 誠 立命館大学産業社会学部教授